

千葉県耐震改修促進計画の一部改定（案）の概要について

1 千葉県耐震改修促進計画とは

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条の規定に基づき、既存建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標の設定、目標を達成するための必要な施策等を定め、既存建築物の耐震化を計画的かつ総合的に推進することを目的とした計画です。

2 主な改定内容

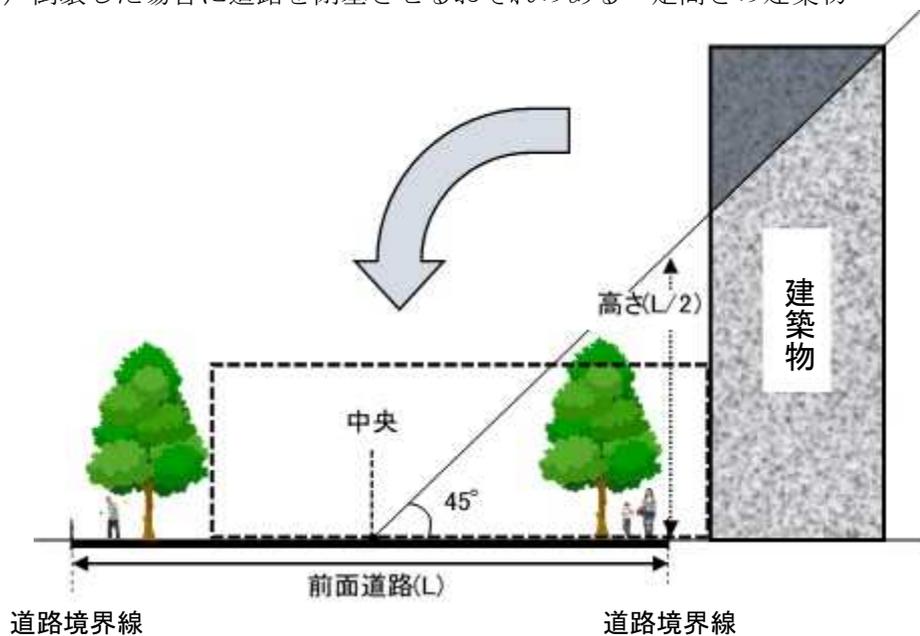
建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第二号に基づき、沿道の建築物に対して耐震診断を義務付ける道路及び耐震診断結果の報告期限を記載します。

・沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路（別表・別図参照）

緊急輸送道路の1次路線のうち国道14号・16号・357号の一部区間

・対象となる沿道の建築物（（1）～（3）までの全ての条件に該当する建築物）

- （1）沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に敷地が接する建築物
- （2）昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物
（新耐震基準が導入される以前の建築物）
- （3）倒壊した場合に道路を閉塞させるおそれのある一定高さの建築物



・耐震診断結果の報告期限

令和7年3月末（予定）

（次頁に続く）

(別表) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路 (3路線3区間)

番号	路線名	区間	報告の期限
16	国道16号	春日部野田バイパス金野井大橋 ～袖ヶ浦市神納 (東京湾アクアライン連絡道 袖ヶ浦ICとの立体交差点まで)	令和7年3月末
17	国道14号	幕張IC～中央区登戸	令和7年3月末
18	国道357号	中央区登戸～中央区村田町 (国道14号との重複部分除く)	令和7年3月末

(別図) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路

